松江市告示第 250 号

松江市小規模企業者支援事業補助金交付要綱(平成28年松江市告示第91号)の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

松江市長 上 定 昭 仁

次の表により、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

るものを掲げていないものは、これを削る。						
改正後	改正前					
(定義)	(定義)					
第2条 略	第2条 略					
(1) 小規模企業者 中小企業基本法(昭	(1) 小規模企業者 中小企業基本法(昭					
和38年法律第154号)第2条第5項に規定	和38年法律第154号)第2条第5項に規定					
する小規模企業者 のうち、市内に事業所	する小規模企業者					
<u>を有するもの</u> をいう。	をいう。					
(2) 製造業 日本標準産業分類(平成25						
年10月改定)に定める大分類に掲げる産						
業のうち、製造業に属するものをいう。						
<u>(3)</u> 略	<u>(2)</u> 略					
(補助の対象等)	(補助の対象等)					
第3条 略	第3条 略					

1	第3条 略		第3条 略		
	略		略		
	補助金交	小規模企業者の工作機械	補助金交	市内 小規模企業者の工作機械	
	付の目的	等の導入に必要な経費の一部	付の目的	等の導入に必要な経費の一部	
		を補助することにより、地域経		を補助することにより、地域経	
		済や雇用を支える小規模企業		済や雇用を支える小規模企業	
		者の持続的な発展を図ること		者の持続的な発展を図ること	

1	i i	1	i	
	を目的とする。		を目的とする。	
略		略		
補助対象	次に掲げる	補助対象	1台当たり10万円以上の工作機	
経費		経費	械等の取得、更新又は補修に要	
	経費とする。ただし、消費		する 経費とする。ただし、消費	
	税及び地方消費税の額を除く。		税及び地方消費税の額を除く。	
	(1) 10万円以上の工作機械			
	等の取得又は更新に要す			
	<u>る経費</u>			
	(2) 工作機械等の補修に要			
	する経費(総額10万円以上			
	<u>となる場合に限る。)</u>			
	(3) その他市長が特に必要			
	<u>と認める経費</u>			
	略		略	
補助事業		補助事業	市内に事業所を有する 製造業	
者の範囲	を主たる事業として営む小規	者の範囲	を主たる事業として営む小規	
	模企業者であって、補助事業の		模企業者であって、補助事業の	
	完了時に市税を滞納していな		完了時に市税を滞納していな	
	いものとする。		いものとする。	
終期	令和6年3月31日	終期	令和5年3月31日	
		/Jest Ald 3 1		

第5条 略

(補助金の返還)

第6条 補助金の交付を受けた補助事業者 <u>は</u>、補助事業完了後5年未満で事業所を市 (軽微な内容の変更)

第5条 規則第10条第3項に規定する軽微な 内容の変更とは、補助金交付の目的の達成 に支障を来すことのない事業計画の変更 又は補助対象経費の20パーセント以内の 減額の変更とする。

第6条 略

(事業所の移転)

第7条 補助金の交付を受けた補助事業者 <u>が</u>、補助事業完了後5年未満で事業所を市 外<u>に</u>移転<u>し、又は廃業</u>する場合には、<u>市長</u> にその旨を報告するとともに、次の各号に 掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の

補助金を 返還しなければならない。た だし、市長が認めるときは、この限りでな V /

- (1) 事業所を市外に移転する場合 全額
- (2) 廃業する場合 全額又は一部

第7条 略

附則

1•2 略

(読替規定)

3 地方税法(昭和25年法律第226号)附則第 │ 3 地方税法(昭和25年法律第226号)附則第 59条の規定による新型コロナウイルス感 染症等に係る徴収猶予の特例を受けた補 助事業者に限り、第5条第4号中「市税に滞 納がないことが分かる証明書」を「誓約及 び同意書」とする。

外 <u>へ</u> 移転	する場合には、

補助金を全額返還しなければならない。た だし、市長が認めるときは、この限りでな V10

第8条 略

附則

1•2 略

(読替規定)

59条の規定による新型コロナウイルス感 染症等に係る徴収猶予の特例を受けた補 助事業者に限り、第6条第4号中「市税に滞 納がないことが分かる証明書」を「誓約及 び同意書」とする。

附則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。